

# 一般社団法人 香川県サッカー協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人香川県サッカー協会（英文名 Kagawa Prefecture Football Association 略称「KFA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を香川県高松市に置く。

2 この法人は、理事会の議決により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、香川県におけるサッカー競技を統括し、代表する団体としてサッカーの普及、発展及び競技力の向上に関する事業を行うことにより、スポーツの振興を図り、もってサッカーを通じた豊かなスポーツ文化の創造に寄与するとともに、香川県民の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカー競技会の開催、運営に関すること
- (2) サッカー技術の普及と研究及び指導者の養成並びに登録に関すること
- (3) 審判技術の研究並びに審判員の養成及び登録に関すること
- (4) サッカーの競技力向上のための選手の育成に関すること
- (5) 香川県を代表するチームの役員及び選手の選定に関すること
- (6) サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存に関すること
- (7) サッカー施設の管理運営及び拡充整備に関すること
- (8) 香川県におけるサッカー界を統括し、代表する唯一の団体として、財団法人日本サッカー協会の加盟団体となり、一般社団法人四国サッカー協会、財団法人香川県体育協会に加盟すること
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人。
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人。
- (3)特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会の議決をもって推薦された者

#### (入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会（以下、「総会」という。）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### (資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

#### (退 会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

## 第4章 総 会

#### (種 別)

第11条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成及び議決権)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。総会における議決権は、各議案につき、正会員1名が1個を有する。

(総会の権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第14条 定時総会は毎年度1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は必要がある場合に開催する。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の招集)

第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面をもって、少なくとも総会を開催する7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長とする。

(決議及び代理)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、代理人となる正会員は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印をしなければならない。

## 第5章 役員

(役員)

第19条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内  
(うち、会長1名、並びに副会長、専務理事及び常務理事それぞれ若干名)
- (2) 監事 2名以内

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は総会で選任し、会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から定める。

- 2 この法人の理事のうちには、その親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を越えて含まれることにはならない。
- 3 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)及びこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第21条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序でその職務を代行する。
- 3 専務理事は会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の日常業務に従事する。
- 5 理事は、理事会を構成して、法令及びこの定款に基づき、この法人の実務を執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第22条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 この法人の理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 この法人の監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、その辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その監事に対しては、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第25条 理事及び監事に対して、定時総会において定める総額の範囲内で、定時総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 常勤の役員は有給とすることができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第26条 この法人に、名誉会長1名を置くことができる。

2 この法人に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

3 名誉会長は会長経験者のうちから、顧問及び参与は学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

4 名誉会長、顧問及び参与は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

5 顧問及び参与の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

6 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 この法人には理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解任

(理事会の種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の二種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度8回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、理事又は監事が必要と認めた場合に開催する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会を開催する3日前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長（会長が出席しなかったときは出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第35条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を備えおくものとする。
- 4 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、第17条第2項第3号の規定に基づき総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 この法人は、第17条第2項第4号の規定に基づく総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分及び帰属)

第39条 この法人の解散に伴う清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公 告)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

- 第41条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び職員を置く。
  - 3 事務局長及び職員は会長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 職員は有給とする。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第11章 補 則

(補 則)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事である会長は、次の者とする。  
香川県高松市木太町3808番地7  
会長 山下 憲一
3. この法人の最初の業務執行理事である副会長、専務理事及び常務理事は、次の者とする。  
副会長 熊野 實  
副会長 小河 雄磨  
副会長 嶋 靖博  
副会長 森塚 佳明  
副会長 川島 紀夫  
専務理事 小野 純一  
常務理事 荒岡 成志  
常務理事 谷 康弘  
常務理事 山根 康彦  
常務理事 長尾 誠仁
4. 整備法121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
5. 本定款は、平成24年4月1日から施行する。  
本規定は、平成29年6月11日から施行する。